

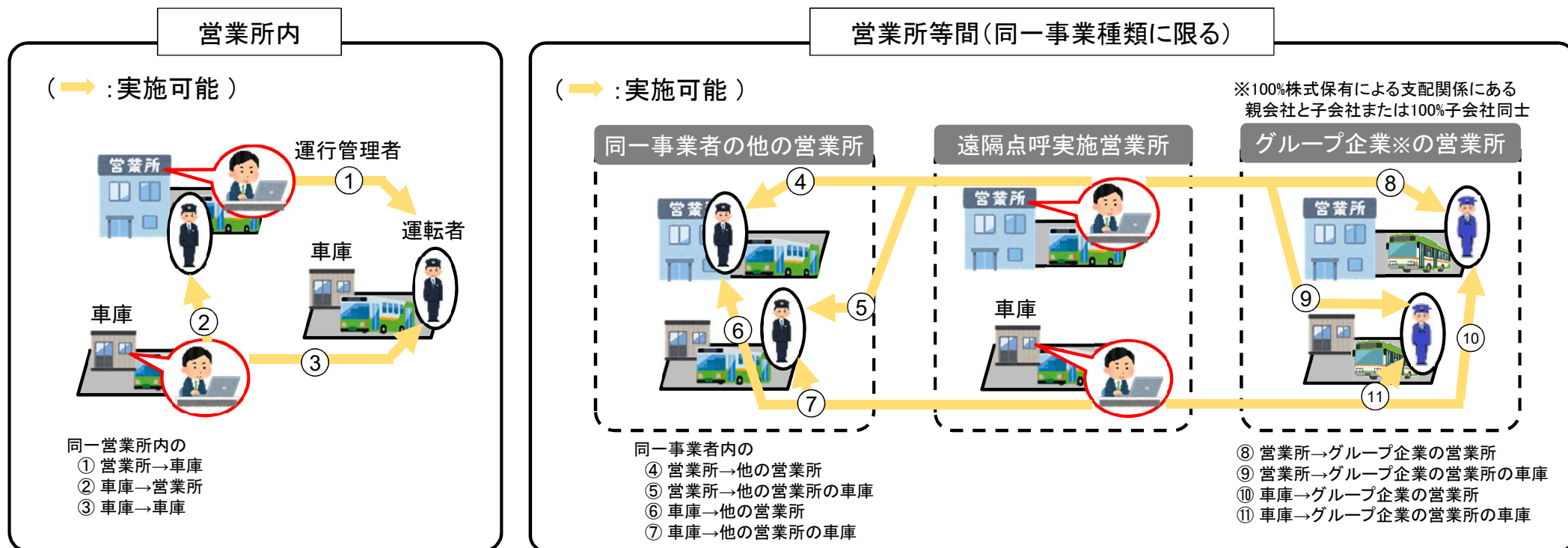
# 遠隔点呼の制度化に向けた最終とりまとめ

## [遠隔点呼の確実性に関する基本的な考え方]

点呼は輸送の安全を担う運行管理の要であって、その確実性が損なわれるものであってはならない。  
 遠隔点呼は、カメラ、モニター等の映像・音声を中継する機器を介して行われること、顔馴染みではない他営業所の運転者に対しても行われることを想定するが、従来の対面点呼と同等の確実性が担保されるものでなければならない。

これを踏まえ、自動車運送事業者が点呼の確実性を確保した上で遠隔点呼を実施するために、「遠隔点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件」、「遠隔点呼を実施する場所が満たすべき施設・環境要件」、「運用上の遵守事項」を設定する。

なお、遠隔点呼は、以下に掲げる営業所内又は同一事業種類の営業所等間で実施することができ、営業所の優良性を問わないものとする。



## [遠隔点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件]

## 1. 遠隔点呼に関する基本要件

- ① カメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時明瞭に確認できること。
- ② カメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の顔の表情及び全身を随時明瞭に確認できること。
- ③ 運行管理者等が使用するモニターについて、サイズは16インチ以上、解像度は1920×1080ピクセル以上を満たすことが望ましい。運転者を撮影するカメラについて、200万画素以上、フレームレートは30fps以上を満たすことが望ましい。
- ④ 運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに運行管理者等が測定結果を直ちに確認できること。

## 2. なりすましの防止

- ① 事前に登録された運行管理者等以外の者が点呼を執行できないように個人を確実に識別できる生体認証機能（顔認証、静脈認証、虹彩認証等）を有すること。
- ② 事前に登録された運転者以外の者が点呼を受けられないように個人を確実に識別できる生体認証機能（顔認証、静脈認証、虹彩認証等）を有すること。なお、運転者は乗務割に基づいて認証されることが望ましい。

## 3. 運行管理者等が確認すべき情報の表示

- |   |   |
|---|---|
| ① | 下記の点呼に必要な情報について、営業所等間で共有し、点呼時に運行管理者等が確認できること。<br>(点呼に必要な情報)<br>1. 日常の健康状態 2. 労働時間 3. 指導監督の記録 4. 運行に要する携行品 5. 運転者台帳又は乗務員台帳の内容<br>6. 過去の点呼記録 7. 車両の整備状況 |
| ② | 運行管理者等が、運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況を、平常時と比較して確認ができること。   |
| ③ | 運行管理者等が、運行に使用する車両の日常点検の結果を確認できること。  |
| ④ | 運行管理者等が、運転者に伝達すべき事項を確認できること。  |

## 4. 点呼結果、機器故障時の記録

- ① 点呼を受けた運転者ごとに、次に掲げる点呼結果を電磁的方法により記録し営業所等間で共有できること、かつその記録を1年間保持できること。
- (1) 点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容
  - (2) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
  - (3) 点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
  - (4) 点呼の日時
  - (5) 点呼の方法
  - (6) アルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果
  - (7) アルコール検知器使用時の静止画又は動画
  - (8) 日常点検の確認結果
  - (9) 運転者の疾病、疲労、睡眠不足の状況に関する確認結果
  - (10) 運行管理者等が乗務不可と判断した際、乗務不可と判断した理由及び代替の措置内容
  - (11) その他必要な事項
- ② 当該機器の故障が発生した際、故障発生日、時刻、故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を1年間保持できること。
- ③ 電磁的方法にて記録された点呼結果、機器の故障記録の修正ができないこと、又は修正をした場合であっても修正前の情報が残り消去できないこと。
- ④ 電磁的方法にて記録された点呼結果、機器の故障記録を出力できること。出力については点呼簿の様式だけでなく、機器・システムで保存された内部構造のまま大量一括に、CSV形式の電磁的記録として出力できること。

## [遠隔点呼を実施する場所が満たすべき施設・環境要件]

### 施設・環境要件

- ① カメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を確認できるように環境照度が確保されていること。なお、運転者の顔とカメラの間の照度は500ルクス程度が望ましい。
- ② 運行管理者等が、運転者の全身及びアルコール検知器の使用状況を確認できるように監視カメラ等が適切に設置されていること。
- ③ 遠隔点呼が途絶しないように、必要な通信環境を備えていること。
- ④ 運行管理者等と運転者の対話が妨げられることのないように、必要な通話品質が確保され、周辺の雑音が抑えられていること。

## [運用上の遵守事項]

## 1. 遠隔点呼実施に係る報告

- ① 遠隔点呼を実施しようとする事業者は、遠隔点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に、遠隔点呼実施前までに必要事項を記載した申請書を提出すること。
- ② 提出した申請書の記載内容を変更しようとする事業者は、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に申請書を提出すること。
- ③ 遠隔点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に届出書を提出すること。

## 2. 運行管理者等に係る遵守事項

- ① 遠隔点呼を行う運行管理者等は、地理情報や道路交通情報等、遠隔点呼を行う運行区域についての必要な情報に基づき業務を遂行すること。
- ② 遠隔点呼を行う運行管理者等は、面識の無い運転者に対し遠隔点呼を行う場合には、運転者の顔の表情、健康状態及び適性診断結果、その他の遠隔点呼を実施するために必要な事項について、事前に運転者と対面又はオンラインで面談する機会を設け、確認すること。
- ③ 遠隔点呼を行う運行管理者等は、運行中の車両位置の把握に努めること。車両位置の把握手段の例としては、GPS等による車両位置管理システムの導入、活用等を想定している。
- ④ 遠隔点呼を行う運行管理者等は、運転者が携行品を保持又は返却したことを確認すること。確認手段の例としては、監視カメラ等による携行品置き場の状況確認、機器による携行品の有無検出等を想定している。

### 3. 非常時の対応

- ① 遠隔点呼を行う運行管理者等が乗務不可と判断した際、直ちに運転者が所属する営業所の運行管理者等に連絡すること。運転者が所属する営業所は、交替運転者を手配する等の代替措置を講ずることができる体制を整備すること。
- ② 当該機器の故障等で遠隔点呼の実施が困難になった場合は、運行を中止、あるいは、運転者が所属する営業所で実施が認められている点呼を実施できる体制を整備すること。

### 4. 情報共有に係る事項

- ① グループ企業間での点呼に必要な情報を共有するにあたり、必要な契約が締結されていること。
- ② 運転者、運行管理者等の認証機能に必要な生体情報、運転者の健康状態確認のために必要な生体情報等、個人情報扱う場合には、事業者が対象者から同意を得ること。
- ③ 事業者は、遠隔点呼の運用に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記するとともに、運行管理者や運転者等の関係者に周知すること。